

第2回 こども審議会 出産・子育て支援専門員委員会 議事録

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから、第2回福岡県こども審議会出産・子育て支援専門委員会を開催いたします。皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます、福岡県福祉労働部子育て支援課の山下と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、名簿のとおり委員総数 16 名中 13 名の委員の皆様にご出席いただいております。また、名簿にも記載しておりますが、WEB で参加予定の山下委員におかれましては、所用のため 14 時 45 分以降に途中参加される予定となっておりますので、申し添えます。なお、石山委員、泉川委員は欠席、名簿上出席となっております中村委員につきましても急遽所要により欠席となっております。

また、本専門委員会におけるアドバイザーの佐藤拓代様にもご出席いただいております。本専門委員会には初めてご出席をいただいておりますので、佐藤様よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(佐藤アドバイザー)

ご紹介いただきました佐藤です。このような大変重要な会議にお声をかけていただきましてありがとうございます。

私はこれまで、小児科、産婦人科、新生児科の医療を経て公衆衛生部門に 23 年間、大阪府庁、保健所長等の仕事をしてきたわけですが、その中で自分のベースが「こどもを産み育てる」というところにありますので、妊娠期からのこども虐待予防について平成 2 年ぐらいから分担研究者等としてずっとやってまいりました。

色々な試みをしてきたわけですが、その当時は気が付かなかった妊娠届出から始まる母子保健サービスにつながらない方の相談窓口にんしん SOS を、大阪府から補助金をいただきまして大阪母子医療センターというところを立ち上げました。その中で相談してくる人たちが、今の乏しい性教育の中で、親に言えないし、親がこどもに対する期待が少子化の中ですごく高まっていくという中で、「親に言ったら殺される」というこどもたちが多かったです。

今は、大阪母子医療センターは退職しておりますが、その昔の私がやってきたことをベースにしていくということで、全国妊娠 SOS ネットワークの代表理事と、それから東京にあります公益社団法人母子保健推進会議、これは昭和 40 年に母子保健法ができたときに産婦人科医会の御代表や看護協会さんや色々な方がバックになって、市町村母子保健を頑張ってサポートしていくということで、ボランティアさんの母子保健推進員さんに対する活動もしていますが、一番大きいのは行政職員に対する間接的な支援を実施しているところです。

ということで、この場に参加させていただきまして、私が申し上げるところもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

佐藤様、ありがとうございました。

次に、本県の参加者については、お手元の名簿をご確認いただきますようお願いいたします。なお、本日いただきましたご意見につきましては、11月1日に開催する「第2回福岡県こども審議会」でご報告させていただく予定としております。

それでは次に、安河内委員長よりご挨拶をいただきます。委員長、よろしくお願いいたします。

(安河内委員長)

皆様こんにちは。安河内でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、福岡県こども計画における基本方向や施策体系、各項目での主な課題や施策の方向について、具体的な中身に今回から入っておりますが、そういったことについて、事務局から原案をお示しいただく予定となっております。

皆様にメールにてご連絡がまっているかと思いますが、本日は特に資料の3を中心にご議論をいただければと思います。もちろん他の部分についても結構ですけれども、ぜひ、忌憚のないご意見、ご議論をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、できる限りスムーズな進行を心がけてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。それでは、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

安河内委員長、ありがとうございます。

それでは、調査事項に移ります。ここからの進行は、安河内委員長にお願いをいたします。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

(安河内委員長)

皆様、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

本日の調査事項は、「福岡県こども計画について」及び「こどもの意見聴取について」の2つになります。それではまず、資料の1から4「福岡県こども計画について」、事務局から説明をお願いします。

(こども未来課)

こども未来課長の太谷でございます。よろしくお願いいたします。

こども未来課の方で計画全体の取りまとめを担当しておりますので、私の方からご説明させていただきたいと思っております。

【資料1】

まず、資料1、基本的な考え方、基本方向、施策体系(案)を記載したA3横の資料を御覧ください。

左上の3、基本的な考え方と基本方向（案）でございます。こども計画が目指す福岡県の姿といたしまして、「全てのこどもが夢や希望を持ち、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」としております。前回の説明と繰り返しになりますが、このめざす姿のベースは本県のマスタープランであります総合計画となっております。総合計画が目標として掲げております、「誰もが安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県」をベースにいたしまして、本県のこども施策のマスタープランとなります、こども計画においても、同様にたくさんの笑顔で暮らせる福岡県を目指そうというものでございます。

また、こちらも、前回と説明した内容となりますけれども、こども計画の策定を進めるに当たって、勘案すべき国のこども大綱が目指す社会でございますが、「全てのこどもが、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を踏まえまして、目指す姿の主体・主語を、「全てのこどもが」としております。

7月にお示しした資料からの変更点についてご説明いたします。

「全てのこどもが未来に希望を持ち」というふうにしておりました。今回、「未来に希望を持ち」というところを、「夢や希望を持ち」というふうに修正をしております。修正部分につきましては、7月のこども福祉専門委員会におきまして、「こどもの未来よりも、今に寄り添う姿勢が打ち出せるといい。明るい未来はわかりやすいが、今がいい時間であってほしいというこどもたちがいる。」といった意見をいただきましたことから、「未来」の単語は、この場面では用いないことといたしました。変更後の「夢や希望を持ち」の部分ですが、仮に今困難な状況にあるこどもが、夢や希望を持つことが出来ない状況であったとしても、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かく支援していくことを通じまして、こどもが夢や希望を持って笑顔で暮らしていけるように、私ども行政として目指すことは、大変重要なことだと考えますので、これを目指す姿とさせていただきます。

この変更につきましては、10月15日のこども福祉専門委員会の方においても説明いたしまして、変更の趣旨についてご理解をいただいたところでございます。

次に、「こども・若者」の表現を、「こども」への統一を行っております。こども計画では、基本的な用語として、「こども」を使用することといたします。理由としましては、こども大綱では、「若者」は青年期全体が対象となることを明確にする場合に用いておりますけれども、こども基本法第2条第1項の規定におきまして、「こどもを年齢で定義せず、心身の発達過程にあるもの」とされておりますので、本計画ではわかりやすく、「こども」と用いることといたしました。

また表記は、原則として平仮名の「こども」を用いますけれども、児童福祉法における、児童、18歳未満の者など、こども基本法以外の法令の定義に基づく場合や事業名など、固有名詞等において、異なる表記・表現を用いる場合がございますが、全体として計画のなかでは「こども」としたいと考えております。

次に、4、施策体系でございます。資料の右側になります。「I 全てのこどもが持つ権利の保障」の柱の取組事項ですけれども、「1 こどもが権利の主体であることの社会全体の理解促進」、「2 こどもの意見表明とその尊重」としております。7月の資料において、取組事項はこの1と2を総括的に表現した「こども若者を権利の主体として尊重」のみを、中項目としておりましたけれども、この部分につきましては、本体の審議会とか、各専門委員会

において、もう少し具体的な表現をとの意見がございましたので、中項目で具体的に表現することといたしました。

次に、「Ⅱ 成長段階に応じた子供への支援、未来を切り拓く人財の育成」の柱の取組事項といたしまして、「1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健、医療等の確保」として「等」を入れております。ライフステージにおける、福祉の分野の施策等も、この中項目に位置づけることから、保健、医療に限定しない意味で「等」を追加しております。

次に、柱のⅡの「2 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実」のところでございます。「幼児期までの育ちの保障」については、令和5年12月に国が示しました「幼児期までの子供の育ちに係る基本的なビジョン」を受けて中項目としておりました。全てのこどもの誕生前から幼児期までを重要な時期とした、施策の範囲の広いビジョンであるため、計画の反映としては、Ⅱの2だけにとどまらず、それ以外の中項目の中でも、施策の方向や具体的な施策として、取り組んでいくことを考えておりますので、このため一旦、中項目のⅡの2に限定する形での「幼児期までの育ちの保障」は削除しております。

次に、「Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」のところでございますけれども、この柱の取組事項といたしまして、「1 児童虐待の防止と社会的養護の推進」を「1 児童虐待の防止」と「2 社会的養護の充実」の2つに分割しております。これは、こども大綱に合わせる形で1つの中項目としておりましたが、行政分野として大変広く、多くの施策がぶら下がる中項目となるため、分割することといたしました。

また、柱のⅢの6ですが、「不登校、ひきこもり」、Ⅲ-7として「いじめ防止、自殺対策」としておりましたが、この部分につきましては、県のこれまでの計画で用いてきた表現と合わせる形で、今回、1本にいたしましてⅢの6の表現に修正をしております。自殺対策といじめを並列することは表現として適切ではないのではとの意見もありまして、自殺対策については、中項目の柱から一部消える形になっておりますが、自殺対策については小項目の中で記載させていただき、きちんと取り組んでいくこととしております。

また柱のⅢの7でございますが、「ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援」としております。この部分につきましては、審議会、各専門委員会においていただいたご意見をもとに中項目として表現したものでございます。

次に、「Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援」の柱の取組事項といたしまして、「5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」としております。7月の資料におきましては、「共働き・子育ての推進、男性の家事、子育てへの参加促進」としておりました。この部分につきましては、審議会、専門委員会において、次のようなご意見をいただきました。「男性は家事、子育ての当事者であるため、参加はおかしい」、「子育てのところに夫婦でやるという意味が含まれているのであれば、その後の男性の家事・子育ては省いても構わないのではないか」、「共働き・子育ての表現は、専業主婦の場合や、ひとり親など、1人で子育てをする方が疎外感を感じるのではないか」などのご意見もございました。そういったご意見を踏まえまして、記載のとおり、この表現です。ね、「男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」としております。

「6 地域、家庭でこどもを育む環境づくり」につきましては、「地域」と「家庭」の順番

をこども大綱に合わせたものでございます。資料1の説明は以上でございます。

【資料2】

続きまして、1ページおめくりいただき資料2をお願いいたします。

資料2は先ほど資料1で中項目までの施策体系を、見え消しの形で説明いたしましたけれども、それを資料2の左側で、修正結果を溶け込ませたものとなります。資料2の右側の表をご覧ください。この右側の表は、各専門委員会でご議論いただきたい内容の範囲を示したものでございまして、ローマ数字が四つの柱、アラビア数字が中項目、その下の白抜きの丸数字が小項目となっております。それぞれの中項目の右側には関係する専門委員会を黒丸で示しております。今回の専門委員会につきましては1番右側の「子」と書いたところで黒丸がついたところが、重点的にご審議をいただきたいところでございます。

前日も申し上げましたとおり、特に議論いただきたいところを示しているものでございまして、黒丸がついていない分野でも、ご意見を妨げるものではなく、各委員の専門分野の中で皆様からご意見賜りたいと思います。

【資料3】

続きまして、1ページおめくりいただきまして資料3をお願いいたします。

こちらが今回ご議論いただきたいメインの資料となります。今回、初めて小項目をお示しますが、小項目の設定の考え方として、それぞれの中項目について、「現状と課題」、「施策の方向」としてお示しをしております。中項目ごとに、昨今の社会的情勢等を踏まえ、またあるいは、行政的な課題認識の中で現状と課題を捉えまして、それに対して県がとるべき施策の方向について、主なものを表現したものとなります。

1番右の列には、各小項目を記載しております。資料3の内容につきましては、広範囲にわたりますので、本専門委員会と関係が深い部分について抜粋して説明をさせていただきます。

まず柱のⅠの「1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進」でございます。この部分につきましては、3つの専門委員会共通で説明をさせていただいております。まず現状と課題といたしまして、「こどもの権利条約を踏まえ、こども大綱で示された、こどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現に向け、県民に対し、こどもが権利の主体であることの理解を促進していくことが必要」としております。それに伴う施策の方向としまして、「こどもが権利の主体であることの理解促進に向けた広報・啓発の推進」、「こどもの育ちに携わるおとなやこども自らが、こどもの権利について学ぶための取組を推進」としております。

「2 こどもの意見表明とその尊重」でございます。現状と課題といたしまして、こども基本法の制定により、県はこども施策の策定・実施等にあたり、こどもの意見の反映について必要な措置をとることが義務化、児童福祉法改正により、児童相談所等におけるこどもの意見聴取措置が義務化されております。こどもの権利擁護に係る環境整備が必要となっております。施策方向としまして、「こどもや保護者の意見をこども施策に反映させる仕組みづくりを推進」、「施設入所等のこどもが意見を表明しやすい環境・体制を整備」としております。

次に柱のⅡの「1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療等の

提供」でございます。ここからは、申し訳ありませんが、施策の方向から説明をいたします。現状と課題を踏まえた施策の方向としまして、妊産婦の不安や負担を支え、妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目のない保健・医療等の提供を図っていくため「妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や相談・支援を推進」、「リスクの高い妊産婦が安心して出産するための周産期医療体制の充実」、「妊婦及び母子の健やかな生活に向けた切れ目のない支援の推進」、「乳幼児の疾病等の早期把握及び適切な医療・療育につなぐための体制整備」、「慢性疾病や難病を抱える子どもや家族の経済的・精神的負担軽減のための取組の推進」としております。これに係る小項目として、「①妊娠前からの出産に向けた支援」、「②妊産婦等への保健医療施策の充実」、「③小児医療・乳幼児保健対策の充実」、「④慢性疾病・難病を抱える子どもへの支援」としております。

柱のⅡの「2 幼児教育・保育の充実」でございます。施策の方向としまして「質の高い幼児教育・保育の提供体制の推進」としております。

資料3の3ページをお願いいたします。柱のⅢの「7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人の子ども等への支援」でございます。施策の方向としまして、様々なこどもの状況に応じたきめ細かな支援としまして、「ヤングケアラーの早期発見から適切な支援につなぐための市町村における学校や関係機関との連携体制の構築」、「学校等での人権教育を通し、多様性に対する理解等を進め、性的マイノリティの子どもへのきめ細かな対応を推進」、「日本語指導を必要とする外国人の子ども等の個々の状況に応じた支援のため、学校の指導体制や市町村の体制づくりを支援」としております。これに係る小項目として「①ヤングケアラーへの支援」、「②性的マイノリティの子どもへの支援」、「③外国人の子ども等への支援」としております。

柱のⅣの「1 次代の親の育成」でございます。施策の方向としまして、学校や地域で結婚や子育てについての理解を深める取組の推進を図ってまいります。

柱のⅣの「2 若い世代の生活の基盤の安定への支援」でございます。施策の方向としまして、若い世代が将来展望を描けるような、雇用の安定、所得の持続的な向上につながる施策を展開することとしまして、「若者一人一人の状況等に応じたきめ細かな就労支援」、「不本意な非正規雇用状況にある労働者の雇用の安定と質の向上を推進」としてしております。これに係る小項目として、「①きめ細かな就職支援」、「②所得向上に向けた支援」としてあります。

柱のⅣの「3 出会い・結婚応援の推進」でございます。施策の方向としまして「「出会い応援団体」の登録拡大を図り、地域社会全体で結婚を応援する気運の醸成」、「A I の活用や企業・団体間の出会いイベントの働きかけなどによる、多様な出会いの場の提供」としてあります。

柱のⅣの「4 子育て世帯の経済的負担の軽減」でございます。施策の方向としまして、子育て世帯に対する切れ目のない経済的な負担の軽減としまして、「子育てや教育に係る負担を軽減するための経済的支援の実施」、「ひとり親家庭や障がい児のいる家庭、生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするための経済的支援の実施」としてあります。これに係る小項目として、「①全ての子育て家庭への経済的支援」、「②きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援」としてあります。

柱のⅣの「5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」でございます。施策の方向としまして、男女ともに仕事と子育てが両立できるよう、企業の制度導入支援や家庭・職場の意識啓発など地域全体での環境整備としまして、「企業における子育てを応援する気運の醸成や男性の育児休業取得の促進」、「育児中の柔軟な働き方ができる制度の導入支援やワーク・ライフ・バランスの推進」、「男性の家事・育児への主体的な参画を進め、女性が能力を発揮できる職場づくりの推進」としております。これに係る小項目として、「①働きながら子育てできる環境づくり」、「②働き方改革の推進」、「③職場・家庭における男女共同参画の推進」としております。

柱のⅣの「6 地域、家庭でこどもを育む環境づくり」でございます。施策の方向としまして、地域全体での子育てを支援する社会づくりの推進、安心してこどもを育てることができる住環境づくりの推進としまして、「子育て応援の機運を醸成するとともに、子育て世帯のニーズに応じた地域の様々な子育て支援を実施」、「家庭教育に係る相談、啓発、情報提供の支援を実施」、「既存住戸のリフォームや三世代対応住居など、子育て世帯が求める住宅の確保・取得に関する支援を実施」としております。これに係る小項目として、「①地域全体でこどもを育てる取組の促進」、「②家庭教育支援の充実」、「③子育てしやすい住環境づくり」としております。

資料3の内容説明は以上でございますが、本日ご議論いただきたい主な項目としては二つございまして、一つは、中項目ごとの現状と課題、施策の方向についてご意見をいただきたい。もう一つはそれに基づく小項目についてご意見をいただければと思います。

資料3は限られた紙面の中で、現状課題、施策のそれぞれ全てを網羅しているものではないでございます。主なものを書いておりまして、議論の一助としていただくために作成したものでございます。実際の計画においては、中項目ごとに現状と課題、施策の方向を記載した上で、その下に、小項目ごとに分類した具体的な施策、事業を掲載することとしております。

【資料4】

本日は計画のイメージとしまして資料4に、こども計画の素案を準備しております。表紙の下に、第1章、第2章、第3章を添付しております。本日の素案は、資料3を議論いただくにあたって、構成のイメージを伝えさせていただくために添付しておりますが、記載内容は未定稿の段階のものでございますので、本日は具体的な内容は省略させていただき、構成の説明にとどめさせていただきたいと思っております。

第1章は計画策定の趣旨や位置づけ、計画期間などの基本的な事項を掲載しております。記載内容につきましては、関係各所との調整の上、まだ引き続き検討してまいります。また、8の政策目標につきましては、第3回の専門委員会の中で、審議事項とする予定でございまして、現在内部で検討を進めているところでございます。

第2章はこどもを取り巻く現状と課題について、グラフや表データを掲載しております。本日の素案には、こども計画に一本化する前の三つの計画に掲載したグラフ等を更新した形ですべて掲載しております。今後、冊子にする段階においては、ボリューム的な部分も含めて精査してまいります。

第3章には、中項目ごとに、現状と課題、施策の方向を掲載し、小項目ごとに具体的な施策・事業を掲載いたします。先ほど申し上げましたとおり、今回、資料3でいただいた意見

等を踏まえまして、さらに検討を進めて、第3回の会議で改めてお示しする予定でございます。今回、小項目まで示しておりますが、その先に具体的にどのような施策をやっているのか、今現状どういったことをやっているのかというのは、第3章の資料において添付し、柱ごとに掲載しておりますのでイメージしていただければと思います。また、計画策定にあたり関係各課、施策・事業等の検討を行っておりますので、現在掲載しているものがすべてではございません。第3回で追加されてくるもの、今回の第2回でいただいた意見をもとに追加していくものも検討してまいりますので、現時点のものをご理解いただければと思います。

今回、第3章までのお示しとなっておりますけれども、最終形としては、第4章に「教育・保育の各方策等」が加わります。こちらは子ども・子育て支援法において、教育・保育、子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の掲載が必須事項となっておりますので、こちらにつきましては、実施主体である市町村等との調整を経た上で、次回の第3回の専門委員会でお示しすることとしております。具体的内容は、本日机上に配布しております現行の子育て応援プランの後方につけておりますので、お目通しいただければと思います。

ここまで1から4まで説明しました。長くなりましたが説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

(安河内委員長)

ご説明ありがとうございました。ただいま事務局から前回の議論も反映した形で、中項目等についても対応していただいております。その上で、今回は中項目、そして施策の方向、小項目という形で具体的に示されておりますので、特にこの専門委員会で対応すべき部分についてご説明いただきましたが、その中項目あるいは施策の方向、小項目についてご意見やご議論をいただければと思います。もちろんその他の部分についても、ご意見等ございましたらお願いできればと思います。

(伊藤委員)

こども基本法の基本的な考え方に係る質問ですが、こども大綱をはじめにいただいた時に、「基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないように」という非常にはっきりした文言が入り素晴らしいと感じておりましたが、今回の県の計画においては、そういったはっきりした文言の記載がないのは寂しいと思います。

それと、「教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」これも非常にはっきりした国の決意表明であり、こども家庭庁が新しくできて基本的な考えがしっかりしていると思っていましたが、今回の計画の中にはそういった文言がなくてやっぱり寂しいし、私としては後退感が否めないかなと感じております。せっかくこども家庭庁ができたので、もっときちんとそういった部分の決意表明をして、本当にこどもが少なくないので、県の計画にも入れていただきたいと思います。

(こども未来課)

ご指摘ありがとうございます。柱I自体が新たに設けた柱でございますので、計画の後に続

く3つの柱にも共通するような考え方になるかと思いますが、こどもの権利につきましては、社会的養護におけるこどもたちへの取組については進んでおります。それ以外のところで、いじめを受けているこどもや権利侵害を受けているこどもたちがおられます。その中で、差別を受けないという考えにつきましても、福祉の専門委員会でも、考え方として漏れている部分があるのではないかとご指摘を受けておりますので、伊藤委員からいただいた意見につきましても、ご指摘を踏まえまして漏れないように、柱のⅠの現状・課題、施策の方向の取組のなかで検討してまいりたいと考えております。

(伊藤委員)

もう一つ質問ですが、今回のこども計画では、縦割りではなく色々な課を横に広く総合的に進めていくとおっしゃっていただきましたので、やはり男女共同参画のジェンダー教育、あるいはジェンダー的な文言がもう少し入っていいのではないかと思います。下の方の項目には出てくるが、大きな項目としてマイノリティの中にかすんで入ってくる感じは、横に広く総合的にこども計画を策定する考え方からすると、男女共同参画社会基本法が隠れてしまうのではないかと思います。もう少しジェンダーは表に出していただいて、項目として取り上げていただきたいと思います。

(こども未来課)

ご指摘の内容を踏まえて関係課、人づくり部と含めて相談して検討してまいります。

(安河内委員長)

Ⅰの1において、「こどもが権利の主体である」ということが書かれていますが、具体的な施策としてこどもが権利主体であるというのは、視点がこれまでと180度転換している状況なので、大人にとってもそうですが、こどもにとっても「あなたたちが権利の主体である」と、そして「あなたたちがジェンダー教育も含めて、新たな視点をもって、権利主体としてこれから生きていく」というような、こどももこれまでと立場が違うのだという教育が必要ですが、そういった部分がちょっと感じられないと思います。やはり「こどもが権利主体である」ということをこどもたちに知らせないといけないので、そういった教育が必要であると思いますので、その際に、先ほどご指摘のあったジェンダー教育も一緒に、権利の主体でありそしてこれまでのようなジェンダー的な考え方を変えていく、そういったところに今きているのだと、そしてその後、家庭をもち親になり、そういった未来があるのだということを伝えていってほしい。そういった部分が感じられない気がするので、ぜひそのあたりの検討をお願いしたいと思います。

(こども未来課)

今のご意見につきましては、資料3のⅠの1の施策の方向において、「こどもの育ちに携わるおとなやこども自らが、こどもの権利について学ぶための取組を推進」と記載しているが、具体的な取組としては、教育庁、学校現場の方での取組やこどもに携わる色々な事業の中で、権利の主体であるということを広めていく必要があると考えております。今ご指摘い

ただいたジェンダーの考え方も含めて、こどもが権利の主体であるということを具体的にどういった方法で広めていくか考えているところではありますが、別の専門委員会の中で、「生まれたその瞬間からこどもに権利がある」ということを親に教えなければいけない、そういった権利の主体であることの伝え方といった部分について、我々も構築の半ばでございますので、「こういった伝え方がある」といった部分を委員の皆様からお考えを教えてくださいいただければと考えております。ご協力をお願いいたします。

(安河内委員長)

ご検討をよろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

こどもの権利で一番問題となっているのは虐待のことで、つまり、親が親権を盾になかなかこどもを見せてもくれないし、渡してくれない。私も臨床医をやっているときは非常にそれで苦労しました。だから、「こどもの権利」ということがもう少し開かれるような、きっちとした権利の主張というのが皆さんに広がるようになれば、虐待児をもっと前の段階で、親としばらく離したりできるのではないかと思います。こどもの権利というものが大きく膨らんでくるといいと思っております。よろしくお願いいたします。

(佐藤アドバイザー)

アドバイザーの立場でどこまで発言していいか悩むところがありますが、こどもに対する人権の視点というのは、一から変えていかないとだめだと思います。フランスでは、新生児は生まれたときからわかっているということで、特別養子縁組に行く時でも、こどもに対して説明をしてこどもの反応を見て、といったこともやっております。

今は、「三つ子の魂百まで」と言いながら、三つ子まではこどもの意見は全然聞かないような子育てをやっているというのは違うと思うので、先進地である福岡県が、こどもはおなかの中にいるときから権利を主張しているし、元気な時と元気でないと胎児もあるが、そういったことも広く考えていただけたらいいと思いました。

それに含めて、Ⅲの1の柱が「児童虐待の防止」となっていますが、私は「予防」が大事だと思うので、「児童虐待の予防と防止」にさせていただけると、実際の施策のところを見ると「児童相談所の体制の強化」といったところがあるが、「予防」という面でいくと生活の苦しさとか、子育て支援者の少なさとか、そういったところにも、例えば再掲の形でそっちの方も参照して、「おこらないようにしましょう」といったメッセージがあるといいと思いました。

(安河内委員長)

今いただいた、施策の柱、Ⅲの1の中項目の部分について、ぜひご検討いただければと思います。

(こども未来課)

今アドバイザーからいただいたご意見につきましては、所管がこども福祉課になりますが、今記載している「防止」の意味の中で「予防」の意味も含めて表現していくかといったところを確認して施策の部分と併せて検討してまいりたいと考えます。

(安河内委員長)

加えて、先ほど佐藤アドバイザーからもありました通り、「こどもが権利主体である」ということは、180度これまでの観点から変わってくるので、親に対してもこどもに対しても、これまでと転換するということがわかるような形で、ぜひ明確にご記載していただきたい、そういった形で施策も展開していただきたいと考えております。

(川上委員)

佐藤アドバイザーと同様に、Ⅲの1の「児童虐待の防止」ではなく「予防」の文言を入れたいと思っておりました。子育て支援センターの運営をNPO法人で受けているのですが、子育て支援センターの普段していることは「予防」だと思っておまして、「防止」の前に「予防」という文言が入ると入らないのでは違ってくるのではと思っております。「予防」に力を入れることで「防止」していくという意味合いが見えてくると思います。

(安河内委員長)

ぜひ、「予防」の文言を入れる方向でご検討いただきたいと思います。ぜひよろしくお願い致します。

(こども未来課)

こども福祉課が児童虐待をメインでやっておりますが、子育て支援課が所管しているこども家庭センターが予防の重要な部分を担っているところも含めて検討していきたいと考えております。

(福嶋委員)

文言のことも含めていくつかございます。ひとつは、Ⅱの1について、「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の提供」とあるが、対象が「妊娠前から妊娠期、出産」はお母さん、「幼児期まで」は小児であるため、分けるべきではないかと思えます。親は育児期までの支援ということになりますし、こどもに関しては生まれた後といった形で分けないと、理解はできるが、文脈が日本語としておかしいのではないかと思います。

二点目が、ジェンダー教育のことが先ほどからでておりますが、性教育の部分も計画に入れる必要があると思います。本日は教育の方もおられると思いますが、今ももちろん学校など色々ところで私どもも参加しているが、学校に行って性教育をする際に、今の教育庁・文科省の考え方では「性行為」という言葉を使ってはいけないと言われます。「性行為」という言葉を使わずに性教育をしろというのが実際どのようなものかぜひお考えいただいて、前向きに実情に合わせて取り入れていただきたい。

三点目ですが、ヤングケアラーについてはどこか定義がありますか。

(こども未来課)

ヤングケアラーについては、今年6月にこども若者育成支援推進法が改正され定義されております。今まではなかったが、「家族の介護その他日常生活上の世話を”過度”に行っていると認められるこども・若者」となっております。

(福嶋委員)

「過度に」ということでなければ、おじいちゃんおばあちゃんの介護やお世話にこどもが関わったらいけないといったふうに見えてしまうので。

次が、柱Ⅲの7「外国人のこども等への支援」という部分ですが、外国人の親への支援も入れていただきたい。出産を経る中で、非常につたない日本語で、日本で出産されようという方が多いです。それは僕らも怖い。コミュニケーションが十分に伝わっていない中で、最近は皆さん Google にしゃべって見せてきますが、例えばそういった場合に対する医療行為上法的によいかというような仕組みもありませんし、本来であれば、行政の方が通訳を用意してあげるとか、病院にそういった方を置くとか、そういったことをしていただきたいと思います。「こども等」だけでなく、親の方の項目にも入れていただきたい。

次が、Ⅱの1の小項目③「小児医療・乳幼児保健対策の充実」とありますが、これだけ見ると新生児の保険の観点がないので、「新生児」という文言も加えていただきたい。具体的にはマスキリングやワクチン助成の拡大ということも入れていただきたいと思います。

それと、専門外なのでよくわかりませんが、Ⅱの8の施策の方向において、「女子中高生などへ将来のキャリアデザインに係る啓発等の実施」とあるが、「女子」の文言はいりませんか。ぜひ男子にもキャリアデザインを啓発していただきたい、闇バイトとかをしないように。「女子」の文言はいらぬのではないかと個人的には思います。

文言から要望まで色々で申し訳ありませんが、今申し上げた部分が気になったところでございます。

(安河内委員長)

性教育のことについては、私のほうでも第1回の審議会の方でお願いをしていたかと思いますが、やはりきちんとした性教育がないと、自立した大人になれないし、主体的に自分でこどもをつくるという判断ができないと思うので、ぜひそのあたりは検討をお願いしたいと最初の会議でもお願いしているところです。

それ以外の部分についても事務局から回答いただける部分があればお願いします。

(こども未来課)

性教育について、現在お渡ししている資料においては性教育に関して記載されている事業はございません。所管については、体育スポーツ健康課の方で所管をしておりますが、本日出席課になっておりませんので、いただいたご意見は預らせていただいて、実際に施策

があるかないかの確認や計画への記載の仕方、全体を含めて検討させていただきたいと思
います。

最初にご指摘をいただきました柱Ⅱの1「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目
ない保健・医療等の提供」の文言については、こども大綱の記載をトレースし中柱として提
示をさせていただいたものでございます。いただいたご意見を踏まえまして、こういった形
で表現するか、事務局の方で検討させていただければと思います。

(女性活躍推進課)

「女子中高生などへの将来のキャリアデザインに係る啓発等の実施」とありますのは、女
性活躍推進課では、ジェンダー平等の中でも働く場における女性の活躍ということで、女性
の人材育成や柔軟で働きやすい職場環境づくりの推進ということに取り組んでおります。

資料4の3章 19 ページに我々の事業が1つ入っておりまして、「こどもの可能性を拡げ
ていくためのジェンダーギャップの解消」というところに「女子中高生のためのキャリアデ
ザイン応援事業」というものを今年から始めております。これは、女性活躍の観点から、働
く以前の若い世代の皆さんに、将来のキャリア、自分らしい生き方というのを幅広い視点で
柔軟な発想で捉えていただくという意味で、多様な分野で活躍されているロールモデル
との出会いの場を提供するような事業を今年ちょうど始めたところでございます。事業の
名称としては「女子中高生のための」としておりますが、事業の実施段階では男性の学生も
受け入れて一緒に展開しているところです。施策の方向においてどのように記載するかに
ついては事務局で相談してまいりたいと思います。

(安河内委員長)

他にも外国人の親への対応などもありましたが、次回ご回答いただくということによろ
しいですか。

(子育て支援課)

小児医療と乳幼児保健の部分についてご意見をいただいたが、「新生児」の文言について
は整理をさせていただき、内容について、マスキングの話についても内容の中に入
ってくることになるかと思うので、しっかりと整理させていただきたいと思っております。

(こども未来課)

外国人のこども等への支援については、前回の計画の時から新たに加わった支援でござ
いまして、Ⅲの柱の中でこどもたちへの支援が、Ⅳのところでは子育て当事者への支援とい
うことが出てまいりますが、いただいたご意見については、Ⅳの柱の中で外国人へのこども
等への支援の親の部分の部分を再掲する形、もしくはⅢの中で厚く書くなど、所管課と協議して検
討してまいりたいと思います。

(国際政策課)

ご意見いただいた外国人の親に対する支援について現状の取組を少しご紹介させていた

できます。資料4の3章30ページ③外国人のこども等への支援において、「福岡県外国人相談センター」における相談対応といったものがございます。このセンターはアクロス福岡の3階にありまして、外国人の子育て・出産に関する相談にも対応を行っております。外国人相談センターだけでは解決できない問題もございますので、医療機関や市町村、社会福祉協議会など適切なところに相談をつないでいるところでございます。

つい先日、10月17日に外国人相談センターを「FUKUOKA IS OPEN センター」に衣替えをしたところです。この「FUKUOKA IS OPEN センター」については、外国人の方からの相談が非常に多岐にわたっており、外国人相談センターだけでは対応できないものもあるということから、出入国管理局あるいは労働局といった様々な機関が集まってワンストップで相談に対応するという機能拡充を行っております。今後このセンターを活用いただいて、外国人の親からの相談にも対応していきたいと考えております。

(安河内委員長)

新生児のことやワクチンのことについても検討いただければと思います。

(福嶋委員)

基本的な確認ですが、こども大綱はこどもが増えるということは諦めた感じですか。少子化対策ではないということでしょうか。

(こども未来課)

こども大綱で直接ではないが、同じ日に策定された国の方針として「こども未来戦略」が出されております。こども大綱とこども未来戦略の両方の内容を1年ごとにまとめた「こどもまんなか実行計画」を国の方で策定をしております。両方をあわせた形で進捗管理をしていくといったことを国の方ではしていると受け取っております。

(福嶋委員)

今の内容では絶対増えないという感じなので、この計画は2025～2029ですよね。おそらく今年70万人きりますので、出口の頃には50万ちょっとくらいまで数がへるはず。そうになると、待機児童の問題とかはいっぺんに解消してしまうという変なことになりますけど、ぜひそのあたりも考慮にいられていただいて、具体的な目標はたてていただきたいと思えます。

(こども未来課)

2030年までがラストチャンスと国がこども未来戦略の中で言っているところでございます。具体的な出生数につきましても、平成25年くらいまでは、福岡県において生まれたこどもの数が4万何千人と横ばいで、その後から急速に下がってきております。これらの世代が15歳を超えるあたりが2030年になります。出生の母数になる部分がそこから急速に減るということで、国もそのように申しております。ご指摘のとおり、その部分で少子化についてどのように考えるかということについては、私どもも色々な施策の中で検討してお

りまして、基本的にはそれらをこども計画の中のIVの柱の施策の中で多く掲載しているところでございます。

(安河内委員長)

更なる検討をよろしく申し上げます。

(小方委員)

私の方から、文言と気になるところを質問させていただきたいと思います。

資料1の基本方向の4つの柱の3番目「全てのこどもが幸せな状態で成長できるよう、困難な状況におかれているこどもを、その特性や～」とありますが、「特性」というところが、こども自身の特性に要因を求めているというような誤解を招きやすいのではないかと思いますので、言葉は重なりますが「状況」や「環境」といった言葉に置き換えることはできないかと思っております。

2点目は、資料3のIの2における施策の方向において、「こどもや保護者の意見をこども施策に反映させる仕組みづくり」となっておりますが、ここはせっかく「こどもの意見表明とその尊重」と掲げられているので、ここはこどもに特化する、こどもの意見表明というところで貫いていただきたい。また、保護者の意見、子育て当事者の意見をいれるのはIVの柱かと思いますが、IVの6つの中項目に入らない場合は、7番目で追加をして「保護者の意見をこども施策に反映させるような仕組みづくりを推進」というような形ではどうかと感じております。

3点目は、資料4第2章「福岡県におけるこどもを取り巻く現状と課題」の42ページの図において、「園児、児童及び児童生徒数の推移（福岡県）」がありますが、現資料では未就学児数が幼稚園児数として掲示されているのかなと感じる。理由があるかもしれないが、保育所や認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設などいろいろ施設がありますので、未就学児数としてかかげられるのであれば、その人数も別の枠で図にいられていただいてもいいのかなと思います。

4点目は、資料4第3章「施策の方向と具体的な施策・事業」の5ページ、「教育・保育給付費」の事業概要について、「乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し」と記載されておりますが、「保育サービス」という表現は利用者に対しては使われる言葉だと思いますが、こどもに対して「保育サービス」という言葉は違和感があるかと思いますが、「サービス」ではなく「保育」でよいのではないかと思います。

以上4点が改めて資料を読んで感じたところです。

(こども未来課)

まず1つ目の基本方向における「特性」の文言については、ご指摘のとおりだと思いたので、現在の記載の意図も含めてどのような表現がいいのか検討させていただきたいと思っております。

2点目について、今日示している資料は冒頭課長から説明したとおり、この項目の説明のために整理した内容となっております。今後変わってまいります。こども施策は、こどもプラス

子育て家庭のことまで施策にはいつているので、書きぶりとしてご理解いただければというのが私どもの見解でございます。ただ、ご指摘の通り、こどもの意見表明は大事なことだと踏まえた現状課題と施策の方向の整理というのはきちんと意識してやって参りたいと思っております。

3点目、データのところで、ご指摘のいただいた内容が入った方がいいのは間違いないと思いますが、他のデータと並べた場合の期間等の整理が必要になるため、検討させていただきたいと思っております。

(子育て支援課)

4点目にいただいた文言の修正については検討させていただいて、ご指摘いただいた方向で整理をしていきたいと思っております。

(安河内委員長)

データに関しては、ここに出されているのは文部科学省が行っている学校基本調査であるため、文科省が管轄している幼稚園しか入っていないので、別立てで未就学児が何人いるかとかそういった形で入れていただくのがいいかと思っております。調査自体が違ってくるので同じグラフにいれるのは厳しいのかもしれませんが、未就学児がどの程度いるのかというのが分かればよいので、客観性や正確性には欠けるかもしれませんが、より分かりやすいデータにしていただければなと思っております。

(荒木委員)

結婚支援の専門家として一言申し上げます。

こちらの資料は生まれてくる子ども、生まれた子どもへの支援で大変手厚いなという印象がありますが、子どもが生まれるための支援が手薄ではないかと感じた次第です。出会い結婚応援の推進の方向性について、今できる令和のお膳立てとしては間に合っていると思っておりますが、小項目もないし、このまま本当に子どもが生まれなかったら、ここに用意されている支援も無駄になるのではないかなというのが率直な印象です。

私としては、色々な自治体の結婚支援のコンサルをしておりますが、今の自治体の結婚支援におけるスタンスが大きく二つに分かれています。一つは例えば、ハラスメントになるのでそこは余り波風を立てないように、民間の結婚相談所もあるし、民業圧迫にもなるし、との理由で及び腰の自治体と、もう一つは福井県の坂井市みたいに結婚応援課を創設して「ハラスメントなんて言っている場合ではない」、そういう行動を起こしている自治体と二分化されています。

福岡県のスタンスがどこにあるのか、もちろんこれから生まれてくる子どもを増やさないと、結婚したカップルから生まれている子ども数は50年くらい変わっていないため、やはり少子化の原因というのは未婚化が直結していると私も理解しております。

結婚するかしないかは個人の自由というのは大前提ではありますが、するかしないかを決めようとするための知識を子どもが持っていないという現状を現場で感じております。そういったことから、例えば、小項目のところで「結婚に関する知識を深めるライフデザイン

教育の支援や推進」という言葉を入れていただけると、もう少し踏み込んだ結婚支援になるのではないかと感じました。

(こども未来課)

福岡県の事業の目的としては、結婚したいけれども出会いがないとか、仕事に追われていてなかなか時間がないといった方がおられますので、結婚や出産を望まれている方の希望を叶えるために出会い結婚応援事業を行っております。ただ、事業を進めるにあたって、「強要するのか」といったような色々なご意見をいただきますが、私どもは、希望する方について支援をしていきたい、ハラスメントにならないように事業を進めているところです。

おかげさまで、出会い応援団体、応援する企業団体の取り組みも進めておりまして、そういった団体の皆様にご協力いただきまして、出会いの機会の創出の数的には増えてきており、それが出会い結婚につながればと考えております。

今回の施策の立て方についてですが、IVの「1 次代の親の育成」の中で、こども自身にライフデザインを描けるようなセミナー等を大学や専門学校を回って行っております。また、高校教育課や私学協会にもご協力いただいて、教育の現場でもライフプラン教育を進めているところございますが、柱のIVの1と3の出会いの部分に分かれている形になっております。また、「こどもっていいな」、「家庭っていいな」ということで乳幼児ふれあい体験等を行っております。IVの「3 出会い・結婚応援の推進」については、小項目はありませんが、各種事業も行っておりますので、小項目の在り方については検討してまいりたいと考えております。

(荒木委員)

今の説明で理解いたしました。もう少し結婚に特化する婚育的な要素も強めていただくようお願いを申し上げます。

(吉岡委員)

Ⅱの「9 居場所づくりの推進」の部分について、資料4の第3章の資料を見ると、「こどもたちの居場所づくりについてよりよい環境のもとで推進」といったことを丁寧に書いてあるところですが、そこに係わる大人からの視点が文言として不足していると思います。この部分は、放課後児童クラブもそうですが、県独自のアンビシャス活動などもあります。その中で、関わる大人たちがこどものことを理解していないと、色々な意味で問題が起きることを心配しております。

私は、放課後児童クラブで指導員をしておりますが、今年の夏は指導員不足という視点から、スキマバイトから人材を選んで1、2時間でもいいのでその場にいてくれないだろうかというような、放課後児童支援員としてはとても心配するような出来事がありました。親の方からも、履歴書もないような方達が放課後に我が子のそばにいることの心配や、児童虐待問題や性的犯罪などがある中で、誰だかわからないような人がいきなり入ってきてたった1、2時間いて、それが単発的や継続的であったりしているという現実がありました。

とても怖い場になっているのではないかとということ踏まえて、小項目もしくは中項目

に、そこに関わる大人たちの学びの場、研修の場、こどもを理解する場という項目を入れていただくと、積極的に、まずこどもの前にたつ大人たちが学びの場を作って、こどもの前にたつ視点をもって行ってほしいなど、それが、市町村にきちんと広がって、こどもに関わっていけるような場を作っていたいただければなと思いました。

(安河内委員長)

Ⅱの9はこども福祉専門委員会が主になると思いますが、そちらの専門委員会にもお伝えいただいて、今ご回答いただける部分があればお願いしたいと思います。

(こども未来課)

今ご意見いただいた部分については、例えば放課後児童クラブやこども食堂等もあるかと思えます。人材確保、それから人材の質の向上の部分のご指摘であると思えます。その部分については、私どもも非常に重要な部分であると認識をしております。

その部分の取り上げ方に関しましては、なんらかの対応していく形になるかと思えますが、それが項目を増やすという形になるのか、それとも、項目ごとの現状と課題や施策の方向の中で分析し具体的な記述の中で肉付けをしていくのか、施策が具体的にあればその下の施策まで展開できますので、幅広に対応を検討させていただければと思います。

(家中委員)

私からは5点あります。

1点目はⅠの1、2について、こどもが権利主体であるというのはこれまでと転換したことについて、転換したことすらわかっていないというのが正直なところでして、「転換したよ、何が変わったよ」というのを是非わかりやすく発信して教えていただきたいと思えます。これは以前も提案させていただきましたが、SNSをもっと活用して、こどもたちに直接、ダイレクトに伝わるようにしていいと思えます。

次がⅣの「1 次代の親の育成」について、施策の方向で「学校や地域で結婚や子育てについての理解を深める取組の推進」とあるが、小項目で、中学、高校、大学、義務教育の中でもライフデザイン教育を行っていただきたいと思えます。中学生になるとしっかりしていますし、お金のことについてもわかってくる世代になりますので、是非ここでライフデザイン教育をしていただきたいと思えます。

それにプラスしてⅣの2に通じますが、マネープランや金融リテラシー教育、働き方の多様化、フリーランスや起業したり、今お母さんたちはフリーランスで働いていたりしていますが、やはり安定という面ではまだまだ不安定なところが大きいです。ただ、そういう選択肢もあるよということを、中学生や高校生に伝えることはできると思えます。その中で長期的に、自分はどういうキャリアを築いていきたいのか、こどもを生みながらこの働き方だったらやっていけるかもしれない、というふうに思ってもらえるきっかけづくりは必要ではないかと思えます。

その中でⅣの「5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」について、「お母さんが時短で短く働きやすい職場づくり」という視点が文言として見えるが、私はフルタイム

で働きたい、残業もしたいし、休日出勤もしたいです。でも、その働きたいお母さんは今、「こどもを置いて何をやっているの」といった意見もやっぱりありますし、私も言われたことがあります。そういったお母さんが声をあげにくい現状があるので、時短ではなく、産む前に働いていたのと同じように働ける環境づくりの視点を入れていただけたら嬉しいなと思います。

最後に、Ⅳの「4 子育て世帯の経済的負担の軽減」について、0歳から働きたいお母さんは3歳までは保育料を払いますし、私は今運動場がない企業主導型の保育園に預けているので、3歳の時にまた保活をしなければいけないです。その時に、相談窓口が平日にしかやっていないとか、加えて、お金が高いけど私立の幼稚園にいれてみようかなとか、やっぱりちょっとお金がかかるというところがあるので、そこを考えていただけたら嬉しいと思います。

全体的に言えるのが、もっとデジタル化が進めばいいなと思います。私は企業で就労証明証の発行をしている部署にありますが、皆さん紙で提出してくださる。今は、パソコンで入力して提出できる時代なので、もっと積極的にデジタル化を進めて、企業ももっと効率化を図れるような配慮があると嬉しいなと思います。

(安河内委員長)

なかなかSNSの対応とかというのはそう簡単ではないという気がしますが、今ご指摘いただきました点について、ご回答をお願いします。

(こども未来課)

1点目のこどもの権利の主体性について、こども大綱で明記されたことも踏まえて、今回の計画の1つ目の柱にこどもが権利の主体であると柱立てして入れているわけですが、これを踏まえまして、資料4第3章の具体的な施策の最初に記載している具体的な施策として、こどもの社会づくりの推進事業の中で今年度「こどもまんなかポータルサイト」というホームページを作ろうとしております。このサイトに連動させて、まだ未着手ではありますが、サイトと合わせてSNSも活用しながら連動して、こどもが権利の主体だということを絡めた色々なイベントや取り組みを紹介して情報発信をしていくということを検討しているところでございます。

2点目、ライフデザイン教育を中学、高校でも、という点について、高校に関しては一部県立高校等で冊子を作成して数年前から配布をしております。中学校でのライフデザイン教育に関しましては、義務教育課から。

(義務教育課)

学校における結婚や子育て等の教育について、小項目なしとなっておりますが、学校の授業の中で取り扱っている部分があります。例えば、技術家庭科の家庭分野の中では、親教育や子育てに関する中身も、一昔前と比べると、教科書の内容として増えておりますので、すべての中学校においてそのような学習が行われております。併せて、お金の使い方やマネープラン等、家計といった学習についても家庭科の中で学習しております。

それ以外の社会の仕組みについては社会科の中でも学習しますが、中心としては家庭分野の中での学習と、ライフプランにつきましては、総合的な学習の時間とって特別活動、学級活動の中でも行っていますが、自分の進路設計、キャリア教育として今後10年、20年のプランを立ててみようといった学習を中学校では行っているところでございます。その中のひとつとして高校進学としての受験があるという捉え方で学習をしておりますので、そういった理由で小項目なしといった形に現在はなっております。

(高校教育課)

高等学校につきましても、必修修となっております家庭科の中で、こどもと暮らす、こどもとともに育つといった内容を含め、ライフデザイン、生活設計について必ず学ぶようになっております。その中で、こども未来課のライフデザイン教育とも連携しているところです。

なお、金融教育につきましては、県立高校においては今年度からの新規事業として、外部の専門人材の方を講師として出前講座を行う金融リテラシー教育推進事業を開始しているところです。

(労働政策課)

今いただいたご意見の中で、「必ずしも出産をして時短勤務をしたいという人ばかりではない」、「フルタイムとか必要であれば残業もしたいという働き方を望む人もいる」というご意見ございました。もちろん色々な考えの方がいらっしゃると思います。ご家族で、こどもが生まれれば子育てと仕事についてどのように分担をして時間を使っていくかという家族ごとの姿は千差万別であろうと考えております。

フルタイムや残業も必要であればするといった考え方が、職場の中でなかなか理解を得にくいケースもあるといったご意見でございましたけれども、どうしても一般論でのご回答、ご説明になってしまいますが、昨今の雇用情勢については、仕事を探している人と働き手を探している人のバランス、いわゆる有効求人倍率をみると、一般的に人手不足といった状況にございます。そういった中で、働きたいという労働者の声については、企業側、経営者側としてはありがたいと思われるケースが多いのではないかと思います。

一方で、同僚等との関係で、周りから何か言われてしまうとか気を使ってしまうといったところもあると思いますけれども、いずれにしても、働きやすい職場環境づくりというのは非常に重要でございますので、人事労務管理にきちんと取り組んでいくということで、県としても、中小企業の雇用環境の改善を目指したアドバイスを行う観点から、企業の皆様から職場環境の整備の仕方、時短勤務、子育てをしながらどうしたら働きやすい職場環境にできるかといったことについてご相談を承る相談機関を設けているところでございます。

現状の施策としては、そのような対応をしているところでございますけれども、今いただいたご意見について、こども計画にどのように反映するかについては、関係部署とともに検討してまいりたいと思います。

(こども未来課)

働きながら子育てしながら手続きをする場合に、土日に手続きをしないと、もしくは仕事

を休まないと手続きができないといった点については、デジタル化を進めることが役に立つのではないかと、大事な考え方ではないかと思えます。

こども未来課としていえるのは、ひとり親家庭の支援をする際に、ひとり親家庭の場合、働きながら子育てもしながら家事もしながら、という形になっておりますので、私どものサポートセンターについては土曜日にも開設して、開設していることをLINEで発信しております。そういった支援を行うにあたっては、支援を受ける方々の状況を踏まえて、土曜日に開設をしたりデジタルで発信をしたり、設計をしていく必要があると思っております。

計画の中で施策の方向に入れることができるかは検討が必要だが、少なくとも施策の立案にあたってはご指摘を踏まえて制度設計していくべきであると考えております。

(安河内委員長)

IVの「1 次代の親の育成」は小項目なしになっていますが、中学校や高校の家庭科など、大学や専門学校ではセミナーを行っているというご回答でありましたので、小項目なしになっていると何もやっていない感じがするので、ご回答いただいたようなことを小項目に入れていただくといいのではないかと思いますので、ぜひお願いします。

キャリア教育も含めて、性教育といった部分も入れられないかなど、自立した個人になるというような教育が必要だと思うので、その部分もぜひご検討いただきたいと思います。

IVの5の施策の方向において、「柔軟な働き方」と書くどうしても時短といった印象を受けてしまうので、それをももちろん望んでいらっしゃる方もいるとは思いますが、そうではない方もいらっしゃる。「柔軟な働き方」にそれもすべて含んでいるということかもしれませんが、なかなかそのようには読めないのので、文言や書きぶりを少し変えて、時短でも今まで通り働きたいと望む人も含められるようなイメージで書いていただければと思いますので、検討していただければと思います。

(伊藤委員)

少子化のことでお尋ねしたいのですが、「少子化」という文言が消えたということは、つまり少子化対策ではなくて育てやすい環境をつくるというのがこども家庭庁の方針であるのかとも解釈しますが、これまでの少子化対策の総括を行政から聞いていない。なぜ色々な少子化対策がいっぱいあっても全然効果がなく少子化になってしまったのかという総括と、どのようにして今後進めていこうとしているのか、その基本的な部分を一度お伺いしたいと思っております。

(安河内委員長)

この計画自体は少子化対策ではないのですが、これまでの国も含めた少子化対策が功を奏してこなかったという点について、県としてどのようにお考えかというご質問になりますでしょうか。

(伊藤委員)

言い忘れましたが、2026年はまた丙午で、前回の丙午のときは出生がものすごく落ち込

んだという実績がありまして、現代でどうかはわかりませんが、そういったことがまた巡ってくる状況です。

(こども未来課)

少子化についてのご指摘をいただきました。事務方としてこの場での総括は難しいのですが、議会等でご質問をいただいた際にも、少子化が厳しい状況で、これに歯止めをかけるというのが喫緊の課題であるという認識は知事の答弁でも示されているところでございます。

今後、具体的にどういったことをしていくのかについて、国のこども未来戦略においては、子育て支援だけでなく若い世代の所得向上が重要だという視点が示されております。私どもの方でも、そういった視点を踏まえまして、今回、IVの柱の2において「若い世代の生活の基盤の安定への支援」といった項目を入れておりまして、その中で、きめ細かな就職支援と併せて所得向上に向けた支援を小項目で打ち出しているところでございます。

これらについては、国の議論も踏まえまして、経済的な部分についても視点として大事ではないかということ参考に、こういった柱立てを加えておりますし、その中の施策の内容には、従来入っていなかった県の商工部が実施しているような施策・取組も、今回は掲載をしている状況でございます。

私どもとしては、少子化対策を諦めているわけではございません。引き続き4つの柱を中心に取り組んでまいりたいと思っております。実際に、こども計画の構成が従来の計画と変わる中で少子化が見えにくくなっているというご指摘かもしれませんが、私どもとしましては、若い世代の子育てや家庭に関する夢や希望をかなえていくことで少子化対策につながると考えております。

(川上委員)

Ⅲの「6 いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進」について、小項目に4つあるが、例えば①の「いじめの防止」となっているが「いじめの予防・防止」とか、④の「自殺対策」のところも「自殺予防、防止対策」とか、「予防」という言葉、防止の前に予防していく視点が色々なところの現場、場面であつたらいいのではと思います。計画を見る方についても、予防の文言があると受け止め方が違っていきような気がしました。

あと、Ⅱの「9 居場所づくりの推進」について、私が実際に児童館を見学して、18歳までの居場所づくりとして児童館はとても有効だと感じました。福岡市と春日市と二つ児童館を見てきたのですが、本当に自然体でそこで過ごす高校生もいて、中学生、幼児の親子もいて、そこを推進していただければ非常にありがたいですが、そこまでいかなくても、自治公民館など地域で居場所づくりができればありがたいなというところでは。

そこで、吉岡委員からもお話がありましたが、こどもがいるだけではなく、理解して寄り添う大人がいることでその場所がよりよい居場所になる、その視点から、こどものそばに立つ人の養成とういうことの予算が有効になってきて、それが強いて言うと予防につながると感じます。そして親御さんの安心感にもつながっていくと感じています。

それから、Ⅱの「1 妊娠前からの妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療

等の提供」について、産後ケアサービスは市町村によって期間が違うということをお聞きしました。短いところでは何週間か、長いところでは1年といったところで、市町村で格差があると利用者の方が不利益を被るのではないのかなと思うため、格差のない支援を検討していただきたいと思います。

あと1点、外国人の支援というところで、小さな町の子育て支援センターにも英語圏の方、韓国の方、中東の方といった外国籍の方が来館されることがあります。小さな子育て支援センターでは日本語のものしか置いていない。現場の私たちがきめ細かに必要なものを英語バージョンになおすといったことは結構大変な作業になってくるので、子育て支援現場などで使えるようなマニュアルといったものについて県が指導、バックアップしていただければありがたいなと思います。

(こども未来課)

まずは、「いじめの防止」の部分については、いただいたご意見の趣旨で検討したいと思います。

二つ目、居場所づくりの推進について、児童館やこども食堂など、小さなこどもが歩いて行けるとところに居場所があるといいと考えているため、ご意見を踏まえて施策の検討をしていきたいと考えております。

(子育て支援課)

三つ目の産後ケアについて、市町村格差の現状、課題については認識をしております。福岡県内は幸い60すべての市町村が産後ケア事業を行っております。また、市町村の格差がなくなるように、課題として金銭面で市町村の負担もあるということでしたので、今年の4月から、県において一部上乘せで市に対する支援をしており、利用を促進していく動きの中で改善を図っていきたいと思っております。

(森島委員)

IVの「5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」において、特に男性育児休業支援取得の推進について、最新で取得率は30%を超えて、おそらく50~60とそんなに難しいところではないため、向こう5年の計画としては取得推進だけではなく、もう少し踏み込んで例えば「長さ」であるとか「内容」に関して触れた方がよりいいのではという意見です。

それと、もう少し企業にも責任を感じてもらいたいなということで、具体例としては企業版両親学級といったところで、ある程度意識ある方は両親学級受けに行くが、それ以外の方をどのように啓発していくのかという点で、企業側が勤務中に受けることを促進することで、その影響で長く働いてもらうという企業側のメリットになり、家庭でも男性がもう少しやるようになるといったところに反映ができるのではないかと考えております。

(労働政策課)

男性の育児休業の取得の促進についてですが、それも「男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」という項目の趣旨に含まれると理解しております。

育児休業の取得率については、政府を含めて目標が掲げられているところでございますが、日数については、長くとりたいと考える方もいらっしゃるでしょうし、あるいはどれくらいをもって長いといえるのかということも、それぞれのご家庭によってさまざまな事情があり、そうした中で当事者が日数を決めて、法律に基づく範囲内で権利を行使することであると考えておりますので、どれほどの日数が望ましいとか、ある日数では短いから望ましくないとか、当事者が決めるべきところについてあまり行政機関が申し上げるべきではないと思っております。

大事なことは労働者と使用者が双方納得の上で個々の労働者にとって必要な期間が取得できることでありまして、その上で取得率の向上を政府あるいは地方公共団体として、しかるべき目標に向けて取り組んでいくことですので、そういった観点からこども計画についても引き続き検討してまいりたいと思っております。

(森島委員)

日数に関してはあくまでも例えであって、取得が目的はもう過去の話であるため、目的が取得にならないような表現の仕方を皆さんで考える方がいいのではないかという意見でした。

(安河内委員長)

取得日数に関しては、今は既に取得率が問題ではなく、問題点が変わってきていると思いますので、やはり男女一緒に家庭を構築していくというときには、家庭の事情いろいろあるにしても、父親としての役割を果たすということは大事なことなので、ぜひそのあたりのご検討をお願いしたいと思います。

(林委員)

私からは2点お伝えいたします。

Ⅱの「1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れない保健・医療等の提供」の部分で、施策の方向の3つ目に「乳幼時期の疾病等の早期把握および適切な医療・療育につなぐ」という言葉はとてもいいと思っているが、たぶん子育てにおいては、「うちの子は言葉が遅いかな」とか「あれ、歩くのが遅い」という子、発達の段階で疾患につながる人もいたらそうじゃない方もいて、発達が気になるこどもの支援を「乳幼児期の発達に関する相談の充実」といった言葉で入れてもらえるといいと思います。その後の小項目に対してもつながっていくと思います。早く受容したから診断がついたとかではなく、気になる方からの相談を本当に必要であれば医療につなぐし、相談で終わる方もいらっしゃると思いますが、すごく大事なことなので、いれてもらえたらと思いました。

もう1点が、Ⅱの「2 幼児教育・保育の充実」について、現状と課題に「生涯にわたる人格の形成の基礎」というとても大きな部分を書いていただけて、確かにそうだと思いますが、こここそ小項目をもう少し充実させていただけたらと思います。いろいろ取組があると思うので、「保育環境の整備・充実」など、なんらか小項目の中で取り組んでいること、取り組みたいことを書いていただければと思います。

(安河内委員長)

今の2点について、特に2点目のⅡの2の小項目なしになっている部分を充実させて、今実施している施策も踏まえて記載してほしいという意見については今後検討をお願いしたいと思います。1点目についてご回答をいただけますでしょうか。

(子育て支援課)

乳幼児の発達につながる相談の件については、検討させていただきます。

幼児教育・保育の小項目については、ご意見等踏まえて改めて保育含めて、関係課と協議して検討していきたいと思います。

(沢田委員)

3点気になる部分がありましたので、お伝えさせていただきます。

1点目が、Ⅱの4の小項目「①インターネット適正利用の推進」について、適正利用がどういったことを指しているのかわからない点と、安心安全なインターネットそのものが果たしてあるのかなと疑問に感じました。

2点目が、Ⅲの6小項目「④自殺対策」について、先ほど「予防」の文言があった方がいいのではないかという意見もあったと思いますが、資料1の中項目において、「自殺」の言葉の取り扱いの観点から、文言としては削除していた気がしたので、少し気になりました。

3点目ですが、Ⅲの6小項目「②不登校等に対する取組の推進」について、スクールソーシャルワーカー等によるきめ細やかな支援の実施というのがありますが、その支援の実施が難しい現状にあると考えています。理由としては、不登校のこどもが校内以外で利用できる場所が少ないと感じているからです。保健室登校かフリースクール、別にもあるとは思いますが、まだ充実していないように感じるため、検討していただけたらと思います。もしそういった資源があるのであれば、パンフレット等にわかりやすくまとめて頂けると、ご家庭にも提示しやすく、学校側も理解しやすいのではないかと思います。

(こども未来課)

1点目の「インターネット適正利用の推進」については、今日出席していない青少年育成課の方が担当しているが、ネット上に広がっている有害情報のフィルタリングや適正な利用の仕方、依存防止といったことについて、適正利用の推進というところで理解しております。

(義務教育課)

教育関係としては、例えばSNSの利用等に係る情報モラル教育の取扱いを進めております。インターネットそのものを使うというよりは、やりとりをする際の注意や、ネット上にある情報を鵜呑みにしない、といったところの教育は行っているところでございます。

それから、不登校等に対応する取組の推進について、場所があまりないのではないかとご指摘ですが、学校によっては校内教育支援センターといって保健室とは別室を用意し

て支援員を配置している学校も現在はあります。義務教育課としては、小学校におけるそういった部屋の開設を推進しているところでございます。また、中学校においてもフリースクールではなく、保健室以外の場所で支援員とともに過ごせる場所を学校に設置する、あるいは市町村によっては教育支援センターとあって、市町村に1箇所ぐらい市町村の中心にあたるような施設を開設してそこに通えるようにしているとか、また、オンラインによる開設といったところもございます。また、ラーニングサポーターとあって、オンラインで子どもたちが教育や心理学に関することを勉強している学生ボランティア等をつのって、相談や勉強を教えるといったことができるような事業を行っているところでございます。

それから、不登校に関するお知らせ、そういった施設があることについて、不登校の子どもをおもちのご家庭にどのようにして知らせるかということについては、不登校対応のカラーのリーフレットを作成しておりまして、特に面談等の中で不登校の子どもをおもちのご家庭に直接、担任の先生や学校の職員が配布をしてもらい、そのリーフレットには先ほど申し上げました学校外の支援施設やフリースクール、ラーニングサポーターといった相談施設の電話番号、アドレスといった連絡先を記すとともに、「子どもと話すときにはこんなことに注意しましょう」といった親としての心構えを記したものを、ここ2、3年、保護者向けに、全家庭にではなくて、不登校の子どもをおもちのご家庭に特に対象としてリーフレットを作成して配布しているところでございます。

(安河内委員長)

特に不登校の方は、コロナ禍の時にオンラインで授業を行ったときには、結構対応ができているという報告等もあっているかと思っておりますので、実際の教室が始まってくるとオンラインでというのは難しいかと思っておりますが、特に義務教育の場合は県のどこかで一括してオンライン授業で対応できるところをつくるなどの対応をしていただければ、不登校の子どももきちんと勉強できる環境になるのかなと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

その他まだ色々ご意見あおりかと思っておりますが、大変恐縮ですが、時間の都合もございまして、他にご意見おありの方につきましては、メールや電話等でも受け付けておりますので、専門委員会の事務局にお伝えいただければと思います。

次に、もう一つの議題である「子どもの意見聴取について」事務局から説明をお願いします。

(子ども未来課)

資料の5をお願いいたします。審議事項の2、子どもの意見聴取についてです。

子どもの意見聴取につきましては、現在取組中でございまして、今回、実施していることに内容のご報告となります。

「1 目的」でございます。令和5年4月に施行された子ども基本法では、その第11条において、「国及び地方公共団体は、子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるため、必要な措置を講ずること」が義務付けられております。

「2 令和6年度のこども、子育て当事者等への意見聴取」です。県では、今年度のこども等の意見聴取内容を、こども計画の「現状と課題」や「施策の方向」の整理などに活かすため、ワークショップやWEBアンケート、個別聴取によるこどもや子育て当事者等の意見聴取を実施しております。それぞれ簡単に概要を説明いたします。

①のワークショップにつきましては、7月27日の土曜日に福岡市の天神において開催いたしまして、県内在住の小学生から29歳までのこども・若者と子育て当事者の方を公募で選定し、計30名の方にお越しいただきました。県のこども計画の中項目をもとに、それぞれのライフステージに応じて設定したキーワード群を用意いたしまして、世代別のグループや世代混合のグループを作って議論をしていただきました。

②のWEBアンケートですが、こちらも県内在住の小学生から29歳までのこども・若者と子育て当事者から無作為に抽出いたしまして、有効回答数計2,000サンプルを目標として、現在実施中でございます。こども計画の「4つの柱」をもとに設定した設問に対し、回答を収集しているところでございます。

③の個別聴取によるこどもの意見聴取ですが、きめ細かな対応が必要なこども等に対しては、各種施設への直接訪問等により、児童福祉士や施設等職員のサポートをいただきまして、意見聴取を実施しております。また、こども等に関する支援団体のスタッフの方にも、普段関わりのあるこどもたちの意見を代弁していただきまして、意見聴取を行っております。

「3 今後の予定」についてですが、こどもの意見のこども計画への反映結果につきましては、国の取組を参考にいたしまして、要約した意見について、計画への反映結果を分類いたしまして、次回の第3回専門委員会の議題として報告させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

(安河内委員長)

資料5につきまして、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(山下委員)

今の資料に関連しまして、こども・若者のワークショップの件で質問がございます。このワークショップは、ファシリテーターはどのような方が担われたのかを教えていただければと思います。

(こども未来課)

ファシリテーターに関しましては、県の方からこどもの意見聴取に関して事業委託しております事業者の職員が対応いたしました。何らかの専門家というわけではございませんが、実際の実施の前にこども家庭庁が実施するファシリテートの意見聴取の研修を受講して本番に臨んだという形になっております。

(山下委員)

国の養成のことを私自身も把握している中でご質問させていただいたのは、やはりこど

も・子育て、あるいは青年・若者にワークショップをしていく際に、ファシリテーターであれば誰でも上手くいくというわけではなく、こどもの現場を知っている、こども観が醸成されている、こどもに寄り添えるといったセンシティブなところがすごく重要なというふうに思っております。

おそらく養成ということもされていくのだと思いますが、先ほど川上委員がおっしゃられていたように、こどもを理解し寄り添う大人を養成していくことともリンクするところかなと思いますので、現場でこどもたちと関わっていく人材を育成することと、このファシリテーターの養成、特にこどもに特化したこどもの声や若者の声をきちんと拾い上げることのできるファシリテーターの養成ということを意識していただけたらいいのかなと思います。市民参加や街づくりのファシリテーターとは質が異なる部分が私としては懸念しているところであります。

それに関連して、今回ファシリテーターをたててワークショップを1回やって、こどもの声を聴いたというふうに完了形にはせずに、継続的に機会を設けて聴き続けること。また、先ほどきめ細やかな対応が必要なこどもたちには現場を訪問するという話もありましたけれども、特別な事情があるこどもだけでなく、例えば放課後児童クラブや児童館、プレーパークなど色々なこどもがいる現場のこどもたちの声、あるいは、そのこどもに寄り添う大人の声も拾っていけると、かなり包括的かつ立体的にこどもの声が施策に反映できるのかなというふうに思っております。

(安河内委員長)

確かに1回で終わるといったことになってはいけないので、ぜひ継続的にお願いしたいということと、加えて私からは、例えば他の県では県知事がこどもの声を直接聴くということを行っている例もあるかと思っておりますので、県知事との直接面談といったようなことがメディアとかで取り上げられると、福岡県はこどもの声を聴く体制がきちりできているなということが、より県民の皆様にはわかりやすく伝えられるのかなというふうに思いますので、ぜひそういったことも検討いただければと思います。

(こども未来課)

先ほどご説明しました、ワークショップ、WEBアンケート、それから個別聴取、これらは来年度以降も継続してまいります。継続をしてこどもの意見をきちんと施策に反映させていく、そういった措置をとっていくことを考えております。知事が直接といった件につきましては、内部で色々な協議をする中で、そういったことができるのかどうかということは検討させていただければと思います。

(山下委員)

今話があったワークショップに参加するこどもたちの声というのは代表性、サンプリングの問題で一部のこどもの声ですべてのこどもの声ではないというところをきちんと意識することと、きめ細やかな対応が必要なこどもたちの声は当然必要ではありますが、その間の中間層のこどもたち、そういった裾野の部分、グラデーションを意識しながら、この話は

進めていかないと、日常生活している子どもたちにとっては全く関係のない話になってしまいかねないと思っております。子どもの参加論の中では、そのあたりは何年も前からかなり危惧されている中で、急にこういったワークショップが始まっているところがありますので、お伝えさせていただきました。

(安河内委員長)

貴重なご意見だと思しますので、ぜひ検討をお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました全ての調査事項を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、活発な御議論をありがとうございました。各委員から、色々なご意見等いただきましたので、事務局は今後計画に取り込んでいただける部分は取り込んでいただき、更なるご検討をお願いしたいと思います。

それではここで事務局に進行をお返ししたいと思います。

(司会)

安河内委員長、ありがとうございました。

本日の議事概要は、事務局にて取りまとめ、後日、委員の皆様にご確認いただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、子育て支援課長の川越から、閉会の御挨拶をさせていただきます。

(子育て支援課)

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。また、多くの貴重な御意見をいただきました。重ねてお礼申し上げます。

本日いただきました御意見につきましては、11月1日に開催する「第2回福岡県子ども審議会」で報告させていただきます、当日の議論の参考とさせていただきます。

報告にあたりましては、事務局で報告書の案を作成いたしまして、その内容を安河内委員長にご確認いただいたうえで提出をさせていただきたいと考えております。

今後は、福岡県子ども審議会や本委員会を含む3つの専門委員会でのご意見を踏まえながら、福岡県子ども計画の具体的な施策などを検討し、次回、第3回の専門委員会で皆様のご意見をいただく予定としております。

次回の日程につきましては、改めて事務局からお知らせいたしますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり本当にありがとうございました。

(司会)

それでは、これもちまして、第2回福岡県出産・子育て支援専門委員会を終了します。

本日はありがとうございました。